

# 水道基本料金の半年間無料化(新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴う四日市市独自の緊急支援策) について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、急激な収入減や不測の支出を強いられている市民及び事業者の負担を広く軽減するため、本市独自の緊急支援策として水道料金のうち基本料金を半年間無料化します。

(対象)

偶数月検針の地区 6月検針分、8月検針分、10月検針分

(富洲原、富田、羽津、川島、神前、桜、三重、県、八郷、下野、大矢知、保々、海蔵)

奇数月検針の地区 7月検針分、9月検針分、11月検針分

(中部、常磐、日永、四郷、内部、塩浜、小山田、河原田、水沢、橋北、楠)

(参考)

一般家庭(口径 20mm)の場合、1 か月あたり約 1,500 円で半年間約 9,000 円の負担軽減となります。口径によって、軽減される金額は異なります。

また、四日市市上下水道局では、新型コロナウイルスの感染防止策として、検針員はマスクを着用しています。検針時に、使用された水量に大きな変化が確認された場合は、お声がけをし、ご在宅であれば、聞き取りをさせていただきます。しかし、感染を防止するため、当分の間、「お知らせ」の文章や電話でのご案内にさせていただきますので、ご了承ください。なお、緊急の場合は、お声をかけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

問い合わせ先： 四日市市上下水道局お客様センター

電話：059-354-8355 FAX：059-354-8375

Email：okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp